



議案第 41 号

平成 29 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

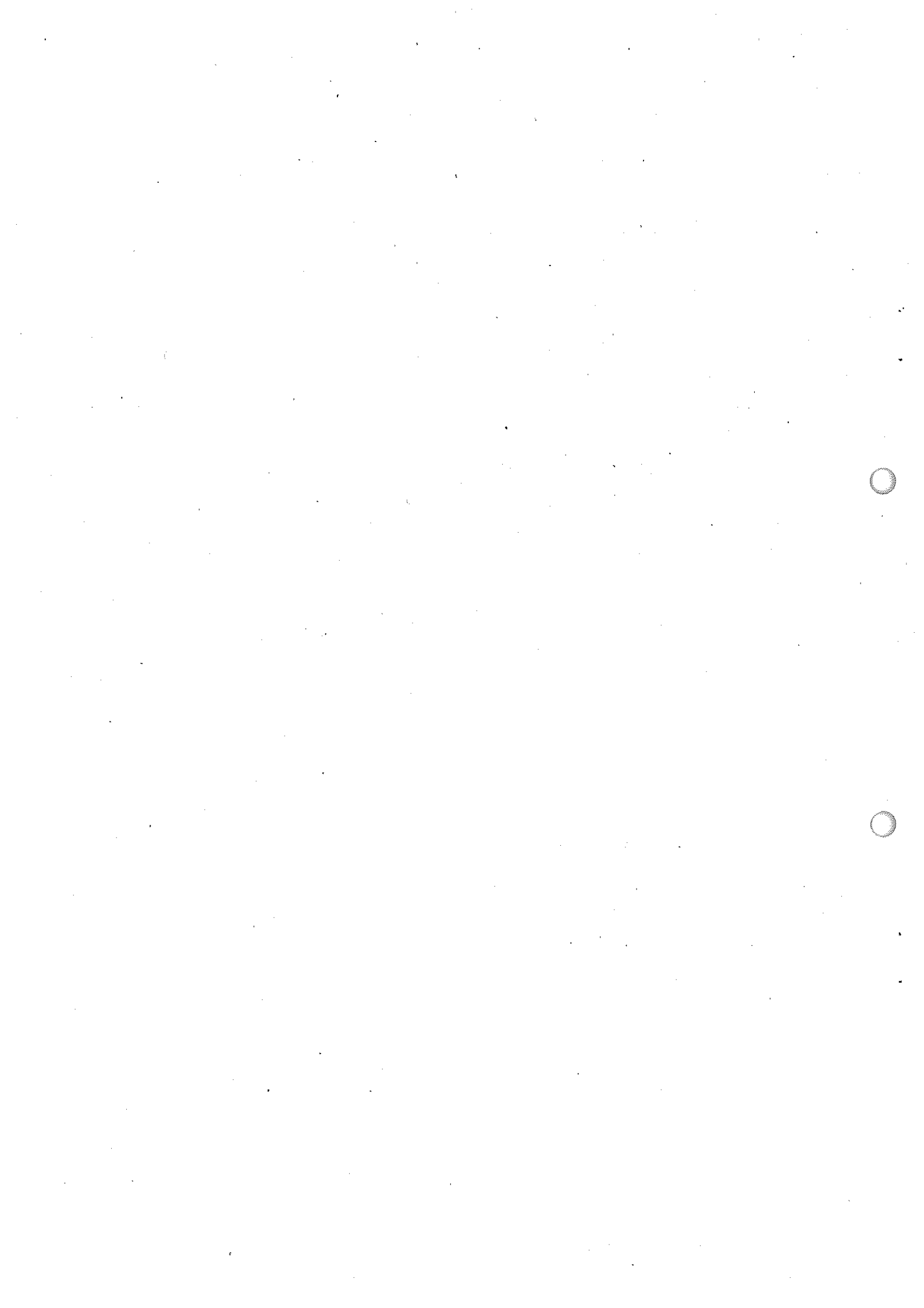
平成 30 年 6 月 8 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝

平成 30 年 6 月 26 日 承 認

京都府久世郡久御山町議会議長 戸 川 和





専 決 処 分 書

平成 29 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

久御山町長 信 貴 康 孝



平成 29 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度久御山町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,313 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 216,775 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保 險 料	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
2 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 手 数 料
5 諸 収 入	
	1 延 滞 金 及 び 過 料
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 入	合 計

歳出

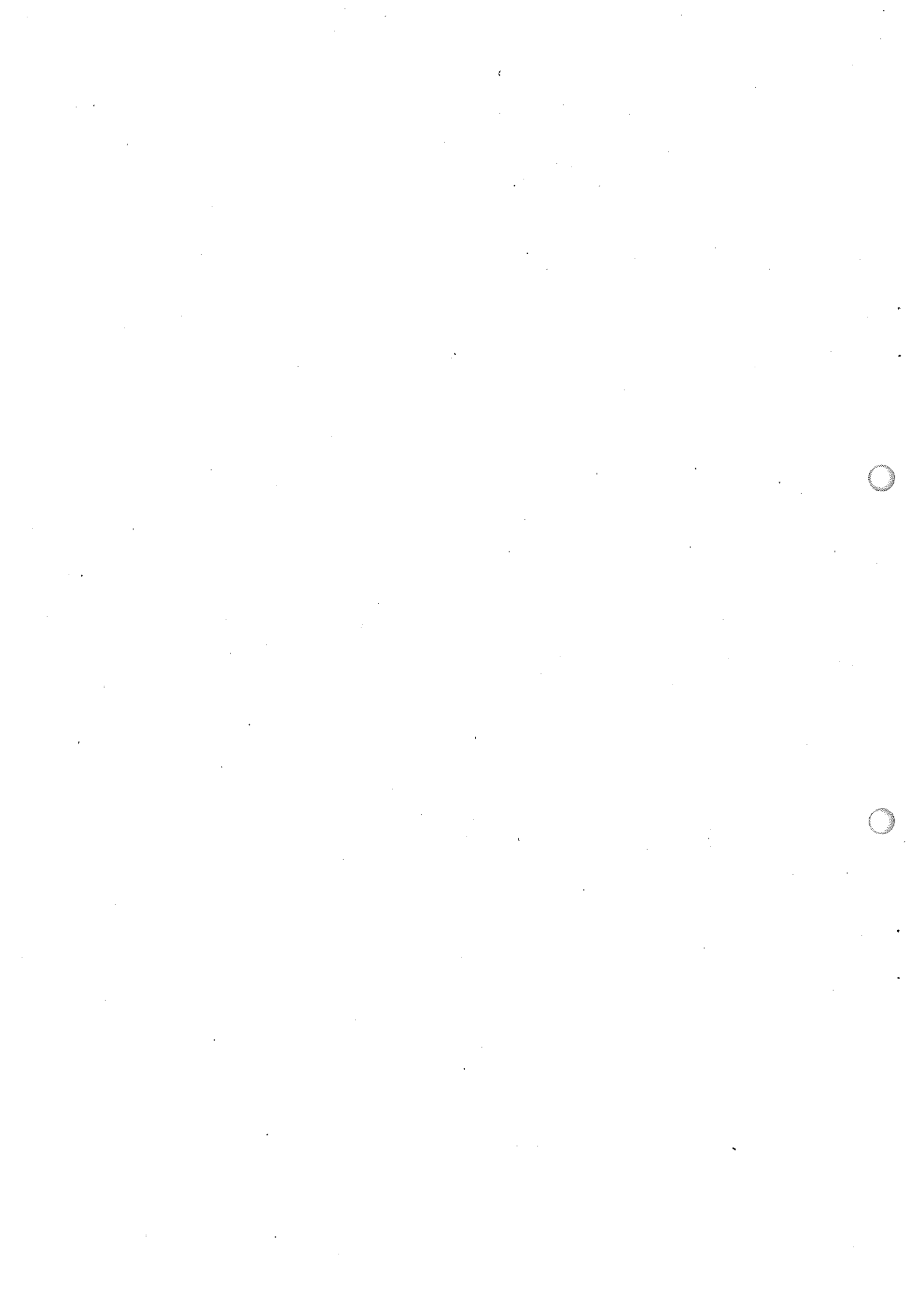
款	項
※ 総 務 費	
	※ 徴 収 費
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金
3 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
175,084	△1,154	173,930
175,084	△1,154	173,930
12	1	13
12	1	13
597	△160	437
1	△1	0
596	△159	437
218,088	△1,313	216,775

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
1,475	0	1,475
315	0	315
215,883	△1,069	214,814
215,883	△1,069	214,814
730	△244	486
682	△244	438
218,088	△1,313	216,775



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	175,084	△1,154	173,930
2 使用料及び手数料	12	1	13
5 諸収入	597	△160	437
歳入合計	218,088	△1,313	216,775

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
※ 総務費	1,475	0	1,475
2 後期高齢者医療広域連合納付金	215,883	△1,069	214,814
3 諸支出金	730	△244	486
歳出合計	218,088	△1,313	216,775

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1	△1
0	0	△1,154	85
0	0	△159	△85
0	0	△1,312	△1

2 歳 入

(款) 1 保 險 料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 徴 収 保 險 料	175,084	△1,154	173,930
計	175,084	△1,154	173,930

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手 数 料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 督 促 手 数 料	12	1	13
計	12	1	13

(款) 5 諸 収 入

(項) 1 延滞金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 延 滞 金	1	△1	0
計	1	△1	0

(款) 5 諸 収 入

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料 還 付 金	574	△142	432
2 還 付 加 算 金	22	△17	5
計	596	△159	437
歳 入 合 計	218,088	△1,313	216,775

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度特別徴収保険料		1,243	・現年度分特別徴収保険料
2 現年度普通徴収保険料		△2,780	・現年度分普通徴収保険料
3 滞納繰越分普通徴収保険料		383	・滞納繰越分普通徴収保険料

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 督促手数料		1	・督促手数料

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 延滞金		△1	・延滞金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 保険料還付金		△142	・保険料還付金
1 還付加算金		△17	・還付加算金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 2 徴 収 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
※賦課徴収費	315	0	315			1	△1
計	315	0	315			1	△1

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	215,883	△1,069	214,814			△1,154	85
計	215,883	△1,069	214,814			△1,154	85

(款) 3 諸 支 出 金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付金等	682	△244	438			△159	△85
計	682	△244	438			△159	△85
歳 出 合 計	218,088	△1,313	216,775			△1,312	△1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助 及び交付金	△1,069	後期高齢者医療広域連合納付金 △1,069 19 負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合保険料等負担金 △1,069

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子 及び割引料	△244	保険料還付金等 △244 23 償還金、利子及び割引料 ・保険料過誤納還付金 △227 ・保険料還付加算金 △17

